

令和3年8月13日

市内認可外保育所
ご利用の保護者の皆様へ

豊見城市長 山 川 仁
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛について（要請期間延長）

平素より本市、教育保育事業及び新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内の新型コロナウイルス感染症の流行状況は、連日一日当たりの新規感染者数、療養者数が過去最多を更新し、感染拡大に歯止めがかからない状況です。本市においても、7月から8月にかけて教育保育施設の職員や園児の感染者が急増しており、「いつ どこで だれが」感染してもおかしくない状況となっております。

保護者の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、集団感染のリスクを回避するための措置であることにご理解とご協力をお願いし、仕事を休むことが困難な保護者を除き、下記とおり登園自粛期間を延長致します。

【登園自粛要請期間】 令和3年8月2日（月）～ 8月31日（火）
(緊急事態宣言期間中) ※流行の状況をみて期間を延長する場合があります。

登園自粛要請期間の特例措置として、保育料については、ご利用の認可外保育施設が登園自粛した世帯の保育料の減免を行った場合、保護者に代わり市が施設へ減免相当額の保育料を補助し、保護者の皆様の負担軽減と施設の継続的運営の確保を図ります。

＜保護者のみなさまへの大切なお願い＞

- 園児に体調不良（発熱、咳、鼻水等）の症状がある場合、登園自粛してください。
- 同居家族に陽性者、濃厚接触者（疑いを含む）のいる場合は、登園自粛してください。
- 健康維持や生活に必要な場合を除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。
- 県外への往来（帰省を含む）の自粛と、やむを得ず往来する場合は、帰沖後2週間の登園自粛を可能な限りお願いし、日々の健康観察及びPCR検査を受けてくださいますようご協力ください。

【問い合わせ先】 豊見城市 福祉健康部 保育こども園課 電話 850-5088